

熊本県採穂園造成事業実施要領

(趣旨)

第1条 熊本県採穂園造成事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、旺盛な木材需要に対応して人工林の主伐面積が増加していることから、人工林伐採跡地への確実な再生林を推進するために必要な苗木、特に、初期成長に優れ、社会的な問題となっている花粉症の発生源対策に資する特定母樹やエリートツリー等の採穂園を造成し、品種系統が明確な苗木の供給量の増大を図ることで、伐採未植栽地の発生を抑制し、循環利用可能な森林を次世代へ引き継ぐとともに、森林の健全な育成を図り、地球温暖化や土砂流出の防止、水源涵養など森林の持つ公益的機能の維持向上に資することを目的とする。

(事業の内容等)

第3条 本事業の内容、実施主体、補助率、採択基準等については、別表のとおりとする。

(事業実施計画の作成)

第4条 要項第3条の事業実施計画書（以下「計画書」という。）は、別記第1号様式のとおりとする。

2 実施主体のうち、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の規定に基づく特定増殖事業計画の認定を受けた者は、計画書の作成に当たっては、当該特定増殖事業計画との調整を図るものとする。

(事業実施計画書の提出)

第5条 実施主体は、要項第3条の事業実施計画承認申請書（以下「計画承認申請書」という。）に第4条の計画書を添え、所管の広域本部（地域振興局）長（熊本市にあっては、農林水産部長。以下「局長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認)

第6条 知事は、第5条の規定により提出された計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、別記第2号様式により実施主体に通知するものとする。

(事業実施計画の変更)

第7条 要項別表の計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由に該当する場合、要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第3号様式のとおりとする。

- 2 事業実施変更計画書の提出については、第5条の規定を準用する。
- 3 事業実施変更計画の承認については、第6条の規定を準用する。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条及び要項第6条の規定による補助金の交付申請書は、局長等を経由して知事に提出するものとする。

2 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金交付申請書の進達)

第9条 広域本部（地域振興局）長は、第8条の補助金の交付申請書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 規則第7条第1項及び要項第8条第2項の変更申請については、第8条及び第9条の規定を準用し、変更事業計画書は別記第3号様式によるものとする。

(補助金交付の条件)

第11条 補助金交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 規則、要項及びこの要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業施行地について、事業完了年度の翌年度から起算して20年以内に採穂園以外の用途へ転用し、又は補助事業施行地の母樹を全面伐採除去してはならない。ただし、施行地において、母樹の植え替えのために伐採する場合を除く。
- (3) (1)及び(2)の条件に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(完了届)

第12条 実施主体は、本事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第4号様式）に次の書類を添えて、局長等に提出するものとする。

- (1) 別記第5号様式
- (2) 事業着手前及び事業完了後の写真（全景及び近景写真）
- (3) 事業を実施した箇所的位置図（施行地の位置を示した5万分の1地

形図又はこれに準ずるもの)

- (4) 事業を実施した箇所区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）

（県のしゅん工検査）

第13条 局長等は、第12条の完了届の提出があったときは、別に定める熊本県採穂園造成事業しゅん工検査要領に基づき、しゅん工検査を行うものとする。

（実績報告）

第14条 規則第13条及び要項第13条の規定による実績報告書は、事業の完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに、局長等を経由して知事に提出するものとする。

2 補助金の全額を概算払により受けた場合における実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、事業完了年度の翌年度の4月30日までとする。

3 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第6号様式によるものとする。

（補助金の概算払請求）

第15条 実施主体は、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、要項第15条第2項の概算払請求書を、局長等を経由して知事に提出するものとする。

2 局長等は、提出のあった概算払請求書に出来高調書（別記第7号様式。広域本部（地域振興局）の林務課長又は林務担当班長等が内容を証明したもの）を添えるものとする。

（補助金の返還等）

第16条 実施主体は、事業完了年度の翌年度から起算して20年以内に、施行地を採穂園以外の用途に転用（施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、施行地が採穂園以外の用途に転用される場合を含む。）する行為、又は施行地上の立木を全面伐採除去する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする施行地につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

2 実施主体は、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付を受けた者が知事に補助金を返還する場合には、次に掲げる資料を提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（写し）
- (2) 補助金交付決定通知書（写し）
- (3) 補助金額の確定通知書（写し）
- (4) 第18条第1項により作成した台帳等（写し）
- (5) 補助金返還に係る区域を示す図面（森林計画図又はこれに準ずるもの）
- (6) 現況写真
- (7) 該当する場合は、林地開発許可関係書類（写し）

（財産の処分の制限）

第17条 要項第17条第1項の財産の処分の制限をする期間は、事業完了の翌年度の初日から5年とする。

（事業完了後の台帳等の整理）

第18条 実施主体は、台帳（別記第8号様式）、事業を実施した箇所の位置図（5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）及び森林計画図（縮尺5千分の1）又はこれに準ずるもの（以下「台帳等」という。）を3部作成し（熊本市内の実施主体にあっては2部）、うち1部を適切に保管するものとする。

2 実施主体は、前項で作成した台帳等のうち2部（熊本市内の実施主体にあっては1部）を第5の3の実績報告書に添付して、局長等に提出するものとする。

3 広域本部（地域振興局）長は、提出のあった台帳等のうち1部について、翌年度の4月30日までに農林水産部長に提出するものとする。

4 局長等は、台帳等を適切に保管するものとする。

（関係機関との連携）

第19条 県は、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター九州育種場及び熊本県樹苗協同組合等の関係機関との円滑な連携のもとに、事業を実施するとともに、事業完了後の採穂園の管理等に関する指導を行うものとする。

（雑則）

第20条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5年11月20日から施行し、令和5年度事業から適用する。

熊本県採穂園造成事業実施要領の別表

事業の内容	実施主体	事業期間	補助率	採択基準
<p>採穂園造成 エリートツリー等の品種系統の明確な母樹による採穂園の造成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業種苗法に基づく生産事業者 ・ 熊本県樹苗協同組合 	<p>令和2年度～ 令和6年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成地地拵え：定額 23.4 円/m² ・ 耕起：定額 7.2 円/m² ・ 植栽：定額 76.5 円/本 ・ 施肥：定額 39.6 円/本 ・ シカ防護柵：定額 882.9 円/m ・ 標識：定額 1,116 円/本 ・ 苗木（流通苗）：定額 67.5 円/本 ・ 穂木（特定母樹）：定額 42.3 円/本 ・ 苗木（特定母樹）：定額 485.1 円/本 ・ 共通仮設費：事業費の 7.5%以内 	<p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>(1) エリートツリー等（特定母樹含む）や花粉症対策品種等、品種系統の明確な母樹により採穂園を造成するものであること。</p> <p>(2) 1 施行地の面積が 500 平方メートル以上であること。</p>

採穂園造成事業実施計画書

1 実施主体の概要

実施主体名					
生産者登録	登録番号		登録年月日		
整備する 採穂園	1	所在地		面積	m ²
	2	所在地		面積	m ²
	計			面積	m ²
母樹用苗木の調達先					
事業完了予定年月日					

注) 「整備する採穂園」欄は、箇所数に応じて適宜行を追加すること。

2 採穂園造成計画

番号	品種系統名	面積 m ²	工種	数量	単価 円	金額 円	備考
1			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
2			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
計							
共通仮設費					事業費 (補助金額)		

- 注) 1 番号は、1の「整備する採穂園」の番号ごとの造成箇所に対応するものとし、箇所数に応じて適宜欄を追加すること。また、その事業実施計画箇所位置図（5万分の1程度の地形図等）を添付すること。
- 2 「品種系統名」は第1世代精英樹の場合は「県〇〇△号」とし、第2世代精英樹（エリートツリー）の場合は「九育〇-〇〇」と記載する。
- 3 各工種の単価及び共通仮設費については、熊本県採穂園造成事業実施要領の別表に記載の単価及び率とする。なお、自家生産した苗木を植栽する場合は、補助の対象としない。

別記第2号様式（第6条及び第7条第3項関係）

第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本県知事

〇〇 年度（ 年度）熊本県採穂園造成事業実施（変更）計画
の承認について（通知）

〇〇 年（ 年） 月 日付け 第 号で提出のありました
〇〇 年度（ 年度）熊本県採穂園造成事業実施（変更）計画については、
熊本県採穂園造成事業実施要領第6条（第7条第3項において準用する第6条）の
規定に基づき承認します。

注 不要な文字は、抹消すること。

採穂園造成事業実施変更計画書

1 実施主体の概要

下段:変更前、上段:変更後

実施主体名				
生産者登録	登録番号		登録年月日	
整備する 採穂園	1	所在地		面積 m ²
	2	所在地		面積 m ²
	計			面積 m ²
母樹用苗木の調達先				
事業完了予定年月日				

注) 「整備する採穂園」欄は、箇所数に応じて適宜行を追加すること。

2 採穂園造成計画

下段:変更前、上段:変更後

番号	品種系統名	面積 m ²	工種	数量	単価 円	金額 円	備考
1			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
2			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
計							
共通仮設費					事業費 (補助金額)		

- 注) 1 番号は、1の「整備する採穂園」の番号ごとの造成箇所に対応するものとし、箇所数に応じて適宜欄を追加すること。また、その事業実施計画箇所位置図（5万分の1程度の地形図等）を添付すること。
- 2 「品種系統名」は第1世代精英樹の場合は「県〇〇△号」とし、第2世代精英樹（エリートツリー）の場合は「九育〇-〇〇」と記載する。
- 3 各工種の単価及び共通仮設費については、熊本県採穂園造成事業実施要領の別表に記載の単価及び率とする。なお、自家生産した苗木を植栽する場合は、補助の対象としない。

別記第4号様式（第12条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

熊本県知事 様

所在地
実施主体
代表者

〇〇 年度（ 年度）熊本県採穂園造成事業完了届
〇〇 年（ 年） 月 日付け森整第 号で補助金交付決定のあ
りました熊本県採穂園造成事業について、事業を完了しましたので、熊本県採穂園
造成事業実施要領第12条の規定に基づき届け出ます。

記

（添付資料）

- 1 別記第5号様式
- 2 着手前及び完了後の写真
- 3 事業を実施した箇所的位置図（5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）
- 4 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）

注1 不要な文字は、抹消すること。

採穂園造成事業完了一覧

1 実施主体の概要

実施主体名				
生産者登録	登録番号		登録年月日	
整備する 採穂園	1	所在地		面積 m ²
	2	所在地		面積 m ²
	計			面積 m ²
母樹用苗木の調達先				
事業完了年月日				

注) 「整備する採穂園」欄は、箇所数に応じて適宜行を追加すること。

2 採穂園造成実績

番号	品種系統名	面積 m ²	工種	数量	単価 円	金額 円	備考
1			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
2			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
計							
共通仮設費					事業費 (補助金額)		

- 注) 1 番号は、1の「整備する採穂園」の番号ごとの造成箇所に対応するものとし、箇所数に応じて適宜欄を追加すること。また、その事業実施箇所位置図（5万分の1程度の地形図等）等を添付すること。
- 2 「品種系統名」は第1世代精英樹の場合は「県〇〇△号」とし、第2世代精英樹（エリートツリー）の場合は「九育〇-〇〇」と記載する。
- 3 各工種の単価及び共通仮設費については、熊本県採穂園造成事業実施要領の別表に記載の単価及び率とする。なお、自家生産した苗木を植栽する場合は、補助の対象としない。

採穂園造成事業実績書

1 実施主体の概要

実施主体名					
生産者登録	登録番号		登録年月日		
整備する 採穂園	1	所在地		面積	m ²
	2	所在地		面積	m ²
	計			面積	m ²
母樹用苗木の調達先					
事業完了年月日					

注) 「整備した採穂園」欄は、箇所数に応じて適宜行を追加すること。

2 採穂園造成実績

番号	品種系統名	面積 m ²	工種	数量	単価 円	金額 円	備考
1			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
2			造成地 地拵え	m ²			
			耕 起	m ²			
			植 栽	本			
			苗木代	本			
			施 肥	本			
			シカ防護柵	m			
			標 識	本			
			小計				
計							
共通仮設費					事業費 (補助金額)		

注) 1 番号は、1の「整備した採穂園」の番号ごとの造成箇所に対応するものとし、箇所数に応じて適宜欄を追加すること。

2 各工種の単価及び共通仮設費については、熊本県採穂園造成事業実施要領の別表に記載の単価及び率とする。なお、自家生産した苗木を植栽する場合は、補助の対象としない。

別記第7号様式(第15条第2項関係)

出 来 高 調 書

事業の内容	事業量	補助金額 円	既受領額		今回請求額		残高	事業完了 予定年月日
			補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	
採穂園造成事業	m ²							
合 計								

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名

氏名

年度 採穂園造成事業台帳 (採穂園造成)

実施主体名:

番号	事業実施箇所 (採穂園所在地)	植栽した採穂用母樹		面積 m ²	事業の実施内容		当事業の補助金等			備考	
		品種系統名	植栽本数 本		工種	数量	事業費 円	補助金額 円	交付決定		
									年月日		番号
					造成地地拵え	m ²					
					耕起	m ²					
					植栽	本					
					苗木代	本					
					施肥	本					
					シカ防護柵	m					
		計			標識	本					
					造成地地拵え	m ²					
					耕起	m ²					
					植栽	本					
					苗木代	本					
					施肥	本					
					シカ防護柵	m					
		計			標識	本					
					造成地地拵え	m ²					
					耕起	m ²					
					植栽	本					
					苗木代	本					
					施肥	本					
					シカ防護柵	m					
		計			標識	本					

注) 適宜行を追加して記載すること。また、不要な行は削除すること。